

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和8年度 高圧気中開閉器取替修繕
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 森本 輝 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館
契約締結日	令和 8年 4月13日
契約の相手方の氏名及び住所	日建総業株式会社 東京都豊島区西池袋3丁目33番19号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥3,217,500-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥3,217,500-
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、名古屋合同庁舎第2号館屋外に設置されている高圧気中開閉器取替修繕を行うものである。</p> <p>高圧気中開閉器は合同庁舎の電気設備と電力会社の設備との境界（責任分界点）に設置されており、合同庁舎側で電気事故が発生した際に、電力会社の配電線へ事故が波及することを防止する重要な装置である。漏電やショートなどの事故が発生した場合には、自動的に電気を遮断し、事故の影響を最小限に抑える役割を果たす。今年度の全館停電点検時に当該開閉器に絶縁不良が確認され、事故発生時に電気の遮断が正常に行われない可能性があることが判明した。高圧引込開閉器の更新目安は10年～15年とされているが、当該開閉器は既に19年が経過しており、早急な取替修繕が必要な状況である。</p> <p>仮に波及事故が発生した場合、近隣の官庁施設や病院等に停電が及ぶ可能性があり、社会的に重大な損害をもたらすとともに、損害賠償責任を負うリスクもある。</p> <p>当該取替を行う高圧気中開閉器を製作したのは日建総業株式会社であり、その構造、性能特性、設置条件及び経年劣化の状況について、十分に把握している。高圧設備である本件取替修繕においては、施工の確実性に加え、安全性の確保及び事故発生時の責任の所在を明確にすることが不可欠であり、製作会社以外の事業者による対応では、安全性及び責任の一元化を確保することが困難である。</p> <p>以上の理由から、当該業者と随意契約を行おうとするものである。</p> <p style="margin-left: 2em;">会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号</p>
備考	